

平成 2 0 年 度

税 制 改 正 予 定 事 項
【 税 目 別 】

平成 1 9 年 1 2 月

農 林 水 産 省

第 1 国税関係

I 所得税関係

適用期限の延長

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を3年延長する。

- ① 免税対象牛の売却頭数が年間 2,000 頭を超える場合には、その超える部分の所得については、免税対象から除外する。
- ② 免税対象牛の対象範囲から売却価額 50 万円以上の乳用種を除外する。

II 法人税関係

1 新規・拡充

- (1) 老人福祉法の一部改正に伴い厚生農業協同組合連合会が特別養護老人ホームを設置・運営する場合においても、当該厚生農業協同組合連合会を引き続き「公益法人等」に該当するものとして収益事業以外の事業については法人税を課さない等の措置を講ずる。
- (2) 農林漁業、食料品製造業等の減価償却資産の使用実態を踏まえ、機械及び装置について資産区分の大括り化を図るとともに、法定耐用年数等の見直しを行う。
- (3) 研究開発税制について、試験研究費の増加分に対する税額控除率の上乗せ措置を改組し、次の措置のいずれかを選択適用できる制度を創設する（2年適用）。この制度の控除税額の上限は、試験研究費の総額に係る税額控除制度とは別に、当期法人税額の10%相当額とする。
 - ① 試験研究費の額が比較試験研究費（前3期の試験研究費の平均額）の額を超え、かつ、基準試験研究費（前2期の試験研究費の額のうち最も多い額）の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の5%相当額を税額控除できる措置
 - ② 試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に税額控除率を乗じた金額を税額控除できる措置
(注) 税額控除率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2
- (4) 農林水産業と商工業との連携等を促進するための税制措置を次のとおり講ずる。
 - ① 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(仮称)の制定と併せて、中小企業等基盤強化税制（特別償却30%、税額控除7%）の対象に、同法の認定農商工等連携事業活動計画（仮称）に従って農商工等連携事業活動（仮称）を行う中小企業者が取得する同計画に定める機械装置を追加する。

- ② 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正と併せて、集積区域における集積産業用資産の特別償却制度（機械等15%、建物等8%）の対象に食料品製造業等農林水産業の活性化に資する業種を追加する。
- （5）エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却制度（30%）又は税額控除制度（7%）について、省エネビルシステムを追加するなど対象設備の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。
- （6）農林中央金庫等の合併に係る課税の特例について、漁業協同組合と漁業協同組合との合併を追加する。

2 適用期限の延長

- （1）適格退職年金制度、確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度の積立金に係る特別法人税（1%）の課税停止措置の適用期限を3年延長する。
- （2）中小企業者に該当する農業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度（30%）又は税額控除制度（7%）の適用期限を2年延長する。
- （3）公害防止用設備を取得した場合の特別償却制度（14%等）について、法定耐用年数の見直しと併せて対象設備から汚水処理用設備（構築物及び機械装置）、ばい煙処理用設備及び窒素酸化物抑制設備を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
- （4）生物資源利用製品製造設備を取得した場合の特別償却制度（14%）について、制度の活用実態及び法定耐用年数の見直しと併せて対象設備から家畜排せつ物たい肥化設備等を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
- （5）造林等を行う海外法人の株式等を取得した場合の海外投資等損失準備金制度（取得価額の30%積立）の適用期限を2年延長する。

3 その他

- （1）鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例について、対象から食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に係る措置を除外する。
- （2）経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用制度は、経営革新計画の承認を受けている中小企業者に係る経過措置を講じたうえ廃止する。

Ⅲ 相続税・贈与税関係

適用期限の延長

- 1 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例措置（1千万円加算等）の適用期限を2年延長する。
- 2 農地等に係る贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている者が、特例適用農地等のすべてについて一定の農業生産法人に使用貸借による権利の設定をした場合において、納税猶予の特例を継続する措置の適用期限を3年延長する。

Ⅳ 登録免許税関係

1 新規・拡充

老人福祉法の一部改正に伴い厚生農業協同組合連合会が設置・運営する特別養護老人ホームを取得した場合の所有権の移転登記に係る非課税措置を創設する。

2 適用期限の延長

- (1) 農地保有合理化法人が農用地を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置について、平成21年4月1日以後に受ける所有権の移転登記に係る軽減税率を1,000分の10（現行1,000分の8）に引き上げたうえ、その適用期限を2年延長する。
- (2) 漁業協同組合が水産業協同組合法の規定により漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、平成21年4月1日以後に包括承継した場合の軽減税率を、不動産又は船舶の所有権の移転登記にあっては1,000分の5（現行1,000分の4）に、不動産の地上権又は賃借権の移転登記にあっては1,000分の3（現行1,000分の2）に引き上げたうえ、その適用期限を2年延長する。
- (3) 産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する税率の軽減措置について、株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記の軽減税率を1,000分の3.5（現行1,000分の2.5）に引き上げる等の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。
- (4) 農林中央金庫等が行う組織再編成によってする登記に対する税率の軽減措置について、次の措置を講じたうえ、適用期限を2年延長する。
 - ① 適用対象を、農業協同組合が他の農業協同組合と合併をした場合及び農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から事業譲渡を受けた場合とする。
 - ② 平成21年4月1日以後に農業協同組合が他の農業協同組合と合併をした場合における不動産の所有権の移転登記に係る軽減税率を1,000分の3（現行1,000分の2.5）に引き上げる。

3 その他

- (1) 漁業協同組合が漁業協同組合合併促進法の規定による認定を受けて合併した場合の不動産の所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置を廃止する。
- (2) 農業信用基金協会が保証事業を譲渡した場合の抵当権の移転登記に対する税率の軽減措置を廃止する。

V 揮発油税・地方道路税関係

新規・拡充

バイオマス由来燃料を混和して製造されたガソリンについて、揮発油等の品質の確保等に関する法律の改正と併せて、バイオマス由来燃料に含まれるエタノールに相当する揮発油税及び地方道路税を軽減する措置を平成25年3月31日までに限り講ずる。

VI 石油石炭税関係

適用期限の延長

- 1 輸入農林漁業用A重油に係る免税措置（1 KL 当たり2,040円）の適用期限を2年延長する。
- 2 国産農林漁業用A重油に係る還付措置（1 KL 当たり2,040円）の適用期限を2年延長する。

VII 複数税目

- 1 独立行政法人緑資源機構の廃止に伴い独立行政法人森林総合研究所に承継される業務が円滑に実施できるよう所要の税制措置を講ずる。
- 2 公益法人制度改革に伴い、公益社団・公益財団法人に対する課税関係や寄附金税制の見直し等、新たな公益法人制度に対応する税制上の措置を講ずる。

第2 地方税関係

I 住民税関係

1 新規・拡充

- (1) 老人福祉法の一部改正に伴い厚生農業協同組合連合会が特別養護老人ホームを設置・運営する場合においても引き続き公益法人等として扱う措置を講ずる。
- (2) 国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）について、租税条約の相手国との相互協議に係る法人住民税の徴収猶予制度等を創設する。
- (3) 中小企業技術基盤強化税制に係る特例措置について、国税と同様の措置を講ずる。

2 適用期限の延長

- (1) 適格退職年金制度、確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度の積立金に係る特別法人税（1%）の課税停止措置の適用期限を3年延長する。
- (2) 肉用牛の売却による農業所得の個人住民税の課税の特例について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を3年延長する。
 - ① 免税対象牛の売却頭数が年間2,000頭を超える場合には、その超える部分の所得については、免税対象から除外する。
 - ② 免税対象牛の対象範囲から売却価額50万円以上の乳用種を除外する。

3 その他

減価償却制度の見直しに併せて一定の整理を行う。

II 事業税関係

1 新規・拡充

- (1) 老人福祉法の一部改正に伴い厚生農業協同組合連合会が特別養護老人ホームを設置・運営する場合においても引き続き公益法人等として扱う措置を講ずる。
- (2) 国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）について、租税条約の相手国との相互協議に係る法人事業税の徴収猶予制度等を創設する。

2 その他

減価償却制度の見直しに併せて一定の整理を行う。

Ⅲ 不動産取得税関係

1 新規・拡充

- (1) 老人福祉法の一部改正に伴い厚生農業協同組合連合会が設置・運営する特別養護老人ホームを取得した場合の非課税措置を創設する。
- (2) 農業協同組合又は農業協同組合連合会の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る非課税措置について、対象に漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が現物出資により設立する株式会社又は合同会社を加える。

2 適用期限の延長

- (1) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の適用期間の延長と併せて、同法に基づく資金の貸付けを受けて取得する共同利用施設に係る課税標準の特例措置を存続する。
- (2) 農業協同組合等が国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、当該施設が農業近代化資金等の貸付けを受けている場合における特例措置の重複適用を廃止したうえ、その適用期限を2年延長する。
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（3分の1軽減）の適用期限を2年延長する。
- (4) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を5年延長する特例措置の適用期限を2年延長する。
- (5) 農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る課税標準の特例措置（3分の2軽減）の適用期限を2年延長する。
- (6) 農地等に係る贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている者が、特例適用農地等のすべてについて一定の農業生産法人に使用貸借による権利の設定をした場合において、贈与税の納税猶予の継続を認められたときに係る徴収猶予の特例措置の適用期限を3年延長する。

3 その他

- (1) 土地改良法の規定により取得する埋立地又は干拓地に係る非課税措置を廃止する。
- (2) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定に基づく資金の貸付けに係る特例措置を廃止する。

IV 固定資産税・都市計画税関係

1 新規・拡充

- (1) 老人福祉法の一部改正に伴い厚生農業協同組合連合会が設置・運営する特別養護老人ホームの非課税措置を創設する。
- (2) 食品循環資源再生処理装置に係る特例措置について、対象を改正食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画の認定を受けた事業者が取得するものに限定し、軽減率を3年間3分の1（現行3年間5分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- (3) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（仮称）の制定と併せて、同法の認定を受けた事業者が取得するバイオ燃料製造設備（エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備）に係る課税標準の特例措置（3年間2分の1軽減）を創設する。
- (4) 能登半島地震災害による被災代替家屋等に係る課税標準の特例措置（4年間2分の1軽減）を創設する。
- (5) 新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋等に係る課税標準の特例措置（4年間2分の1軽減）を創設する。

2 適用期限の延長

- (1) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置について、窒素酸化物燃焼改善設備、湖沼水質保全特別措置法の指定施設に係る污水处理施設及びダイオキシン類に係る処理施設の課税標準の軽減率を4分の1等（現行3分の1等）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- (2) 廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置（3年間4分の1軽減）について、廃木材乾燥熱圧装置を対象から除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
- (3) 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の軽減率を3分の1（現行2分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- (4) 新築住宅に係る税額の減額措置（3年間2分の1軽減等）の適用期限を2年延長する。
- (5) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設に係る課税標準の特例措置（5年間3分の1軽減）について、対象を屋根及び側壁を有する一定規模以上の発酵施設に限定したうえ、その適用期限を2年延長する。

3 その他

- (1) バイオテクノロジーの試験研究用設備に係る課税標準の特例措置を廃止する。
- (2) 農業協同組合等が所有し、有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置を廃止する。
- (3) 地域エネルギー利用設備に係る課税標準の特例措置を廃止する。

V 軽油引取税関係

新規・拡充

農業用機械の動力源に供する軽油に対する課税免除措置の対象に、基幹的な作業の全てを受託する農作業受託者を加える。

VI 事業所税関係

1 適用期限の延長

特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置（4分の1軽減）の適用期限を1年延長する。

※ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の期限は平成21年6月

2 その他

生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される一定の施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、対象から大規模野菜低温貯蔵庫を除外する。

VII 複数税目

- 1 独立行政法人緑資源機構の廃止に伴い独立行政法人森林総合研究所に承継される業務が円滑に実施できるよう所要の税制措置を講ずる。
- 2 公益法人制度改革に伴い、公益社団・公益財団法人に対する課税関係や寄附金税制の見直し等、新たな公益法人制度に対応する税制上の措置を講ずる。